

1 納税のしくみ

住民税の納税には、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

(1) 自営業などの方は…普通徴収(個人納付)

自営業などの方を対象にした納税方法を「普通徴収」といいます。

区役所から納税者ご本人に「納税通知書」により税額を通知します。通知された税額を6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。また、6月に一括納付もできます。

(2) 給与所得者の方は…給与特別徴収

給与所得者の方を対象にした納税方法を「特別徴収」といいます。

区役所から「特別徴収税額通知書」により勤務先(事業主＝特別徴収義務者)などを通じてご本人に税額を通知します。

税金は、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差引き、勤務先が区役所へ納入します。

公的年金等を受給されている方は、公的年金からの差引き(年金特別徴収)で納めていただく場合があります。

→18頁参照

2 納める場所

(1) 銀行、信用金庫、信用組合など

(2) 東京都・山梨県および関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

※軽自動車税(種別割)については、全国のゆうちょ銀行・郵便局でご納付いただけます。

(3) 区役所の納付窓口(78、79頁参照)

※納付できるのは月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)の開庁時間(午前8時30分～午後5時)内です。

※まちづくりセンターでは納付できません。

(4) コンビニエンスストア等(50音順)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

(5) キャッシュレス決済

①納付書に印字されているバーコードを読み取って納付する(30万円以下)

○スマートフォン決済アプリ

各決済事業者のアプリをインストールし、納付書にあるバーコードを読み取って納付できます。

LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い、au PAY(請求書支払い)

d払い 請求書払い、J-Coin 請求書払い

納付方法の詳細については、世田谷区のホームページをご覧ください。

○モバイルレジ

株式会社N T Tデータが提供する「モバイルレジ」を利用するとスマートフォン等で納付できます。

インターネットバンキング、クレジットカード

②インターネット上で納付書記載の確認番号等を入力して納付する(100万円未満)

○ネットdeモバイルレジ(特別徴収を除く)

株式会社N T Tデータが提供する「ネットdeモバイルレジ」を利用するとクレジットカードで納付できます。納付方法の詳細については、世田谷区のホームページにてご確認の上、ご利用ください。

③納付書に印字されている「eI-QR」を読み取って納付する

※軽自動車税(種別割)を納付する場合のみご利用いただけます。

詳細は地方税共同機構のホームページをご覧ください。



※キャッシュレス決済の場合は領収証書が発行されません。

※クレジットカード納付は納付額に応じた決済手数料がかかります。

※納期限を過ぎますと納付できない場合があります。 ※窓口では、原則として上記「キャッシュレス決済」を利用したお支払いはできません。

※軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)は、別途発行に利用日から3週間程度お時間がかかります。

領収証書が必要な方や、軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)をお急ぎで必要な方は、金融機関等の窓口、コンビニエンスストア、区役所納税課または出張所等で納付してください。

3 便利な口座振替 (※軽自動車税(種別割)、特別徴収分を除く)

普通徴収分の住民税の納付方法として、指定の預貯金口座から自動引落としする「口座振替(自動払込)」をご利用いただけます。ただし、一部の金融機関はお取り扱いができません。詳しくはお問い合わせください。(78頁 納税課収納・税証明係)

ただし、納税義務者がお亡くなりになった場合には、口座振替は利用できません。

(1) 申込方法

以下①～④のいずれかの方法で申込みができます。

①Web口座振替受付サービスによる申込み

パソコンやスマートフォンから、口座振替の申込みができるサービスです。詳しくは世田谷区のホームページをご覧ください。右QRコード参照



②郵送による申込み

口座振替依頼書(はがき)に必要事項を記入し、ポストに投函してください。

※口座振替依頼書(はがき)は、毎年6月にお送りする納税通知書に同封しているほか、区から郵送または窓口でお渡ししています(世田谷区のホームページからもダウンロードできます)。

③納税課窓口で申込み

キャッシュカードだけで口座振替の申込みができます。受付時、本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証などの提示が必要になります。

※キャッシュカードで申込みできる金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、横浜銀行、ゆうちょ銀行、昭和信用金庫、世田谷信用金庫、芝信用金庫、目黒信用金庫、東京シティ信用金庫、城南信用金庫

④金融機関の窓口で申込み

口座振替依頼書(複写用紙)に必要事項を記入し、通帳と金融機関届出印を持参のうえ、金融機関の窓口へ提出してください。※口座振替依頼書(複写用紙)は、世田谷区内の金融機関窓口に置いてあります。また、区から郵送または窓口でお渡しすることもできます。

(2) 振替方法と申込期限

①全期分(1年分)を第1期の納期限に一括で納める。

②各期で年4回に分けて納める。

〔令和5年度〕

振替期別	申込期限(はがき)	申込期限(WEB)
全期前納(6月30日)	4月10日	5月20日
第1期(6月30日)	4月10日	5月20日
第2期(8月31日)	7月1日	7月20日
第3期(10月31日)	9月1日	9月20日
第4期(翌1月31日)	11月15日	12月20日

(3) 申込み後の変更や取消し

振替口座の変更や取消、振替方法の変更を希望される場合は届出が必要なため、お問い合わせください。(78頁の納税課収納・税証明係へ)

振替不能が長期間にわたり続いた場合、口座振替の契約を停止する可能性があります。停止となった場合には、再度申込みが必要となります。

4 納税相談など

生活困難や事業不振などの理由で、納期限までに納付することが困難な場合は、次のような納付方法をとることができます。

電話もしくは来庁により納税課の窓口でお早めにご相談ください。→78頁参照

(1) 納税の猶予

① 徴収猶予（地方税法第15条）

納税者や特別徴収義務者が、次のような事情により納税が困難な場合には、申請により、原則として1年以内に限り、納税が猶予されるものです。

- 災害や盗難にあったとき
 - 本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
 - 事業の休廃止、または、著しい損失を受けたとき
 - 以上の事実に類する事情があったとき
 - 法定納期限（第1期分の納期限）から1年を経過した後に税額が確定した場合で一時に納付できないとき
- 猶予期間中は、新たな督促や差押えなどの滞納処分をされることがなく、延滞金も軽減されます。

② 申請による換価の猶予（地方税法第15条の6）

納税者や特別徴収義務者が「徴収猶予」に該当しない場合で、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、申請により、原則として1年以内に限り換価が猶予される場合があります。

（※換価とは、差押財産を滞納税に充てるために金銭化する措置です。）

- 区の徴収金を一時に納税することにより、その事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- 申請にかかる区の徴収金以外に区の徴収金の滞納がないこと
- 納期限から6か月以内の申請であること

猶予期間中は、新たな差押えなどの滞納処分を猶予されることがあり延滞金も軽減されます。

※納税の猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供を求める場合があります。

(2) 分割納付

納税の猶予とは別に、区から通知した税金を、それぞれの納期限どおりに納めることが難しい場合は、1回の金額を減らして回数を増やすなど、分割して納税する方法があります。

分割して納付する場合も、当初の期別納期限が過ぎたものは、督促状の送付、延滞金の加算があります。→59頁参照

(3) 減免（世田谷区特別区税条例第36条）

減免制度は、納税の猶予等によっても、なお納税が困難であると認められるような税負担能力が著しく減少した人などについて、申請により、その事情に応じて税負担の軽減や免除を行うものです。特別徴収義務者は適用されません。

減免できるのは、納期限が過ぎていない税金に限られます。すでに納期限が過ぎ、滞納となっている税金は対象になりません。

納税される方が、次のような状況になったときは、減免制度が適用されます。（ただし、事情によっては、適用にならない場合もあります。）

- ① 生活保護法による扶助を受けた場合
- ② 働くことが困難な事情(疾病、傷害等)があり、かつ他に収入、財産がない場合
- ③ 災害(火災、風水害等)にあった場合で一定以上損害を受けた場合等

5 納税が遅れたときは

(1) 延滞金（地方税法第326条・第463条の24）

住民税や軽自動車税(種別割)を定められた納期限内に納められなかった場合、その遅延した日数に応じた延滞金が税額に加算されます。

この措置は、納期限内に納めた納税者と公平を図るために設けられたものです。

	納期限後1か月以内	納期限後1か月後
本 則	7.3%	14.6%
令和3年以降の特例※	延滞金特例基準割合+1.0% (上限7.3%)	延滞金特例基準割合+7.3% (上限14.6%)
令和5年の延滞金	2.4%	8.7%

税額が2,000円未満の場合、または延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。

※利率は、当分の間、特例を適用するものとされています。

[延滞金特例基準割合]

延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合となります。

令和4年11月の告示が0.4%のため、令和5年の延滞金特例基準割合は年1.4%です。

(2) 督促状（地方税法第329条・第463条の25）

納期限までに住民税や軽自動車税(種別割)を完納されない場合は、法律に基づき督促状を送付します。

※分割納付中であっても、当初の期別納期限が過ぎたものについては、督促状を送付します。

(3) 滞納処分（地方税法第331条・第463条の27）

督促状の送付後、10日を経過した日までに完納されない場合には、法律に基づき、滞納している方の財産を差押えたうえ、住民税や軽自動車税(種別割)に充てることとなります。

(4) その他

そのほか、納期限までに住民税が完納されない場合は、催告書の送付、世田谷区電話催告センターからの電話、訪問やSMSで納付のご案内をします。

6 過誤納金の還付、充当

住民税や軽自動車税(種別割)の過誤納金は、還付します。ただし、定められた納期限内に納められなかった住民税や軽自動車税(種別割)がある場合には、その住民税や軽自動車税(種別割)に充当することとなります。

過誤納金の発生理由により定められた日から還付決定をした日までの期間に応じ、還付加算金特例基準割合を用いて算出した還付加算金を加算します。(還付金の受取には還付通知書に同封されている請求書の提出が必要となります。)

還付加算金 = 過誤納金額 (1,000円未満切り捨て) × 日数 × 還付加算金特例基準割合 ÷ 365日

※還付加算金は、計算後の合計金額が1,000円未満の場合または過誤納金額が2,000円未満の場合には加算されません。100円未満の端数は切り捨てします。

[還付加算金特例基準割合]

還付加算金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%の割合を加算した割合となります。

令和4年11月の告示が0.4%のため、令和5年の還付加算金特例基準割合は年0.9%です。